

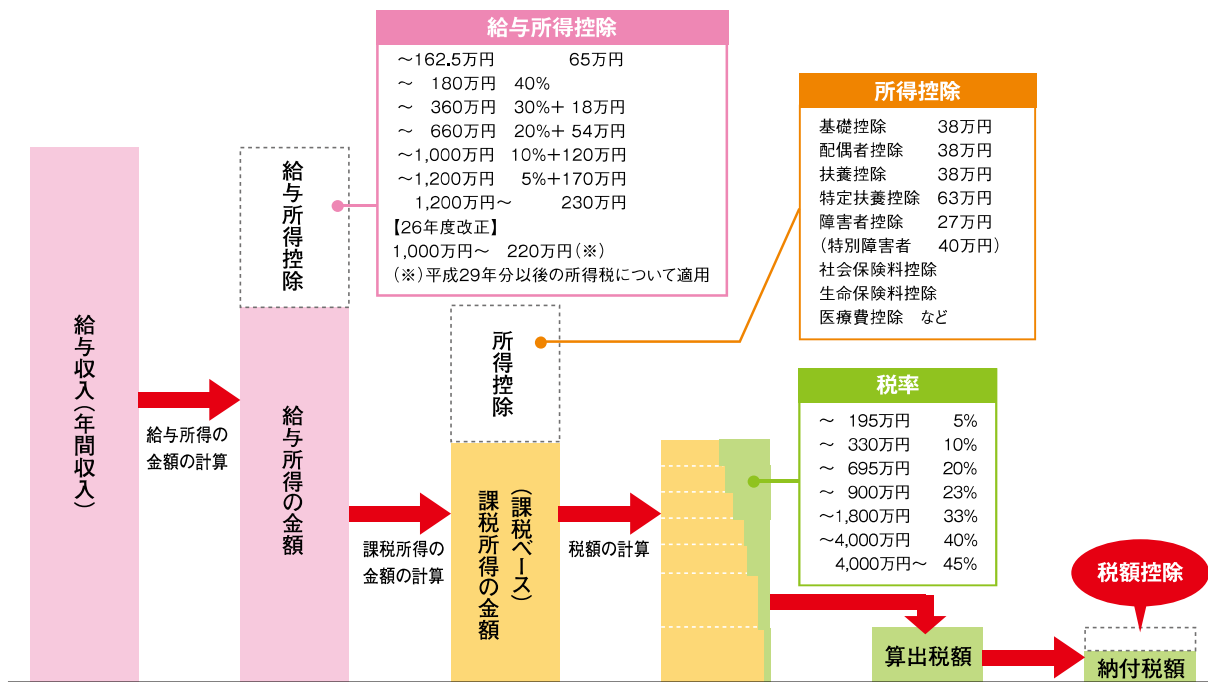
所得税・相続税・贈与税

Q7

所得税は給与からどのくらい払っているの？ ～所得税の仕組みについて～

所得税は、給料や商売の利益、あるいは土地を売って得た利益などに対して課される税です。例えば、社員の給与の場合、①給与収入(年間収入)から給与所得控除を差し引いて所得金額を算出した上で、②税金を納める人の税負担能力に配慮するため、所得金額から基礎控除、配偶者控除などの所得控除を差し引き、③その残額に対して超過累進税率(所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組み)を適用して税額を計算します。このように、所得税は、所得の大きさに応じた負担を求めることができ、また、家族構成などの状況に応じたきめ細かな配慮を行うことができるものです。

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



人的控除の種類

一定の所得までは負担能力を見出せないとして設けられている基礎控除をはじめ、世帯構成など税金を納める人の負担能力を減らす基本的な事情に配慮する様々な控除が設けられています。

	対象者		
基礎的な人的控除	基礎控除	本人	
	配偶者控除	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	
		一般の控除対象配偶者	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者
		老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者
	配偶者特別控除	生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	
	扶養控除	生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	
一般の扶養親族		年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
特定扶養親族		年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	
老人扶養親族		年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	
	(同居老親等加算)	直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	
特別な人的控除	障害者控除	・障害者である者	
		・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	
		(特別障害者控除)	・特別障害者である者
		・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	
	(同居特別障害者控除)	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	
	寡婦控除	・夫と死別した者	
・夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者			
(特別寡婦加算)		寡婦で、扶養親族である子を有する者	
寡夫控除	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者		
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者		